

(証券コード 8963)  
(発信日) 2023年12月5日  
(電子提供措置の開始日) 2023年11月29日

投資主各位

東京都港区六本木六丁目10番1号  
六本木ヒルズ森タワー  
インヴィンシブル投資法人  
執行役員 福田直樹

## 第21回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様には、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本投資法人の第21回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況に十分ご留意いただき、ご自身の健康状態等を踏まえて本投資主総会への出席可否をご検討いただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご来場いただかなくとも、書面により議決権を行使することも可能です。書面により議決権を行使いただく場合には、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご記入の上、2023年12月20日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、「投資信託及び投資法人に関する法律」（以下「投信法」といいます。）第93条第1項及び第3項に従い、以下に抜粋した本投資法人規約第25条において「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書により議決権を行使されない場合（議決権行使書面が2023年12月20日（水曜日）午後5時30分までに到着しない場合を含みます。）、同規約同条第2項に定める場合を除き、投資主様が保有されている議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会における議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになります。この点、十分ご留意くださいますようお願い申し上げます。

(本投資法人規約抜粋) 第25条 (みなし賛成)

投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなします。

2.前項の規定にかかわらず、前項のみなし賛成の規定は、以下の各事項に係る議案の決議には適用しないものとします。

- (1) 執行役員又は監督役員の解任
- (2) 資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約への同意
- (3) 投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約
- (4) 規約の変更（但し、みなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限ります。）
- (5) 投資法人の解散

3.第1項の規定の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入します。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第21回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.invincible-inv.co.jp/ir/meeting.html>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（インヴィンシブル投資法人）又は証券コード（8963）を入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」→「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

- |      |   |   |
|------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 2023年12月21日（木曜日）午前10時（受付：午前9時30分～）  |
| 2. 場 | 所 | 東京都港区六本木三丁目2番1号<br>住友不動産六本木グランドタワー 9階<br>ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター<br>Room C + D + E<br>（末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。） |

### 3. 投資主総会の目的事項

#### 決 議 事 項

- |       |              |
|-------|--------------|
| 第1号議案 | 規約一部変更の件     |
| 第2号議案 | 執行役員1名選任の件   |
| 第3号議案 | 補欠執行役員1名選任の件 |
| 第4号議案 | 監督役員2名選任の件   |

以 上

~~~~~  
(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書面において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の規約の定めに従い、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を投資主様ご本人及び代理人の議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、投資主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主以外の方はご入場できませんので、ご注意ください。
- ◎電子提供措置事項を修正する場合の周知方法  
電子提供措置事項について修正が生じた場合は、上記本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎新型コロナウイルス感染症の国内における今後の感染状況の変化次第では、やむを得ず本投資主総会の延期又は会場の変更等の対応を実施する可能性があり、その旨に関するお知らせを本投資法人のウェブサイト (<https://www.invincible-inv.co.jp/>) に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいませようようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催いたしますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 議案の要領及び変更の理由

- (1) 将来、本投資法人が借入先の多様化を進めるにあたり、信用金庫から融資を受けることも想定されるところ、そのためには「信用金庫法」(昭和26年法律第238号。その後の改正を含みます。)に基づく出資を行う必要があるため、本投資法人における資産運用の対象に、信用金庫法に定める出資を追加するものです。(第11条第3項関係)
- (2) 本投資法人は、2013年1月以降2023年12月までの期間に係る資産運用報酬について、資産運用会社であるコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社(以下「資産運用会社」といいます。)の同意を得て減額しておりますが、本投資法人の内部成長及び外部成長による資産規模及び利益水準等の拡大に伴い、資産運用報酬額を適正な金額とすることを目的として、2024年1月以降2024年12月までの期間に係る資産運用報酬を2023年1月以降2023年12月までの期間に係る資産運用報酬よりも増額するものの、規約変更がなされなかった場合に適用されることとなる水準に比べて減額された金額とすることについて資産運用会社の同意を得ましたので、当該期間に係る資産運用報酬の額及び支払いに関する基準を変更するものです。(第41条関係、附則関係)

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 規 約                                                                     | 変 更 案                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| <b>第3章 資産運用の対象及び方針</b>                                                      | <b>第3章 資産運用の対象及び方針</b>                                                      |
| 第11条(資産運用の対象)<br>(記載省略)                                                     | 第11条(資産運用の対象)<br>(現行どおり)                                                    |
| 2. (記載省略)                                                                   | 2. (現行どおり)                                                                  |
| 3. 本投資法人は、第1項及び第2項に定める特定資産のほか、不動産等への投資にあたり必要がある場合には、次の各号に掲げる資産に投資することがあります。 | 3. 本投資法人は、第1項及び第2項に定める特定資産のほか、不動産等への投資にあたり必要がある場合には、次の各号に掲げる資産に投資することがあります。 |
| (1)~(13) (記載省略)                                                             | (1)~(13) (現行どおり)                                                            |

| 現 行 規 約                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)<br><br>4. (記載省略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | (14)信用金庫法 (昭和26年法律第238号。<br>その後の改正を含みます。) に定める<br><u>出資</u><br>4. (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <b>第8章 資産運用会社、資産保管会社及び<br/>一般事務受託者</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | <b>第8章 資産運用会社、資産保管会社及び<br/>一般事務受託者</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| <p>第41条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準)<br/>資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、運用報酬、取得報酬及び譲渡報酬から構成され、具体的な金額又は計算方法並びに支払い時期は以下のとおりとします。</p> <p>運用報酬<br/>(1) <u>2023年1月以降2023年12月</u>までは半期 (3箇月) 毎報酬として、本投資法人の運用する資産の当該半期末総資産額に0.4%を乗じた金額を4で除した金額 (1円未満切捨て) 又は金<u>15,000万円</u>のいずれか低い方の金額を上限とした金額を、(2) <u>2024年1月以降</u>は月額報酬として本投資法人の運用する資産の月末総資産額に応じて、0.4%を乗じた金額の合計額を12で除した金額 (1円未満切捨て) 又は金<u>2,500万円</u>のいずれか高い方の金額の合計額を、それぞれ当該各半期毎に、当該各半期末日経過後6箇月以内に支払います。</p> <p>取得報酬<br/>(記載省略)</p> <p>譲渡報酬<br/>(記載省略)</p> | <p>第41条 (資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準)<br/>資産運用会社に対する資産運用報酬の額及び支払に関する基準は、運用報酬、取得報酬及び譲渡報酬から構成され、具体的な金額又は計算方法並びに支払い時期は以下のとおりとします。</p> <p>運用報酬<br/>(1) <u>2024年1月以降2024年12月</u>までは半期 (3箇月) 毎報酬として、本投資法人の運用する資産の当該半期末総資産額に0.4%を乗じた金額を4で除した金額 (1円未満切捨て) 又は金<u>22,500万円</u>のいずれか低い方の金額を上限とした金額を、(2) <u>2025年1月以降</u>は月額報酬として本投資法人の運用する資産の月末総資産額に応じて、0.4%を乗じた金額の合計額を12で除した金額 (1円未満切捨て) 又は金<u>2,500万円</u>のいずれか高い方の金額の合計額を、それぞれ当該各半期毎に、当該各半期末日経過後6箇月以内に支払います。</p> <p>取得報酬<br/>(現行どおり)</p> <p>譲渡報酬<br/>(現行どおり)</p> |
| <p>附則<br/>第41条に定める運用報酬にかかる改正は、<u>2023年1月1日</u>に効力を生じるものとします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <p>附則<br/>第41条に定める運用報酬にかかる改正は、<u>2024年1月1日</u>に効力を生じるものとします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員福田直樹より、規約上、執行役員の任期は選任後2年以内とされており、本投資主総会で執行役員として選任されれば、その任期は本日より2年間になることを踏まえて、任期調整の観点から、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任したい旨の申出があったため、あらためて執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、執行役員の任期は、本投資法人規約第30条第1項の規定により、2023年12月21日より2年とします。

なお、本議案は2023年11月20日開催の役員会における監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                                      | 略歴、重要な兼職の状況並びに<br>本投資法人における地位及び担当                                                | 所有する<br>投資口数<br>(口) |
|---------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 福田直樹<br>(1962年7月23日)                              | 1985年4月 第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入社                                                | 0                   |
|                                                   | 1998年4月 第一ライフ・キャピタル・プロパティーズ株式会社 出向 プレジデント                                        |                     |
|                                                   | 2000年4月 第一生命保険相互会社 運用関連事業部 課長                                                    |                     |
|                                                   | 2004年4月 同社 不動産部 不動産企画グループ 次長                                                     |                     |
|                                                   | 2006年4月 第一ライフ・インターナショナル（U.S.A.）株式会社 出向 プレジデント                                    |                     |
|                                                   | 2008年4月 ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 出向 取締役不動産投資本部長                                  |                     |
|                                                   | 2011年4月 相互住宅株式会社 出向 執行役員                                                         |                     |
|                                                   | 2012年4月 プロロジス社 入社 シニアバイスプレジデント ファイナンスディレクター、アジア                                  |                     |
|                                                   | 2013年4月 フォートレス・リアル・エステート・アジア合同会社（現フォートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社）入社 マネージング ディレクター |                     |
|                                                   | 2013年4月 コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社 顧問                                            |                     |
|                                                   | 2013年5月 Calliope 合同会社 出向                                                         |                     |
| 2013年5月 コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社 出向 代表取締役社長（現任） |                                                                                  |                     |
| 2013年6月 本投資法人執行役員（現任）                             |                                                                                  |                     |

- (注1) 上記執行役員候補者福田直樹は、本投資法人が資産運用委託契約を締結しているコンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。
- (注2) 上記執行役員候補者福田直樹は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- (注3) 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は、現在執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2023年12月21日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約第30条第2項の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

なお、2022年12月20日開催の投資主総会における補欠執行役員市來直人の選任に係る決議は、本議案の承認可決を条件として、その効力を失うものとします。

また、本議案は2023年11月20日開催の役員会における監督役員の全員の同意をもって提出するものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)         | 略歴及び重要な兼職の状況                                                         | 所有する<br>投資口数<br>(口) |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 市來直人<br>(1960年7月10日) | 1983年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー日本支社 入社                                      | 0                   |
|                      | 1990年8月 モルガン銀行東京支店 入社                                                |                     |
|                      | 1996年6月 モルガン信託銀行 出向 不動産部長                                            |                     |
|                      | 1998年5月 JPモルガン証券株式会社 出向 不動産ファイナンス部長                                  |                     |
|                      | 2006年8月 バブコック・アンド・ブラウン株式会社(現東京ガス不動産投資顧問株式会社) 入社 代表取締役COO             |                     |
|                      | 2012年2月 株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ(現みずほリアルティ One株式会社) 入社 代表取締役会長CEO |                     |
|                      | 2012年3月 シンプレクス不動産投資顧問株式会社(現みずほ不動産投資顧問株式会社) 代表取締役会長CEO                |                     |
|                      | 2012年5月 株式会社シンプレクス・リート・パートナーズ(現みずほリートマネジメント株式会社) 取締役                 |                     |
|                      | 2016年3月 株式会社ピコント 入社 チーフ・フィナンシャル・オフィサー                                |                     |
|                      | 2018年11月 フォートレス・インベストメント・グループ・ジャパン合同会社 入社 マネージング ディレクター(現任)          |                     |
|                      | 2018年12月 コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社 出向 取締役会長(現任)                     |                     |



- (注1) 上記補欠執行役員候補者市來直人は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している  
コンソナント・インベストメント・マネジメント株式会社の取締役会長であります。  
その他、本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。  
なお、同候補者の補欠執行役員選任については、執行役員就任前に本投資法人の役員  
会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。
- (注2) 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険  
会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に  
起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費  
用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記  
補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含め  
られることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再  
度締結する予定です。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員藤元拓志より、本投資主総会終結の時をもって辞任したい旨の申し出があり、また監督役員田村佳弘より、規約上、監督役員の任期は選任後2年以内とされており、本投資主総会で監督役員として選任されれば、その任期は本日より2年間になることを踏まえて、任期調整の観点から、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任したい旨の申し出があったため、監督役員2名の選任をお願いするものであります。本議案において、監督役員の任期は、本投資法人規約第30条第1項の規定により、2023年12月21日より2年とします。

監督役員候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴、重要な兼職の状況並びに<br>本投資法人における地位                                                                                                                                                                            | 所有する<br>投資口数<br>(口) |
|-------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 1     | 田村佳弘<br>(1965年8月20日)  | 1996年4月 弁護士登録(東京弁護士会)<br>芝大門法律事務所入所(現職)<br>2011年10月 株式会社ベックワンパートナーズ<br>監査役(現任)<br>2013年9月 文部科学省原子力損害賠償紛争審<br>査会特別委員(現任)<br>2017年8月 株式会社ミカサ・アセット・マネ<br>ジメント コンプライアンス委員<br>会外部委員<br>2018年12月 本投資法人監督役員(現任) | 0                   |
| 2     | 長澤まりか<br>(1985年7月12日) | 2011年2月 有限責任あずさ監査法人 入所<br>2019年12月 公認会計士登録<br>2021年2月 監査法人アヴァンティア 入所<br>(現職)<br>2021年11月 長澤まりか公認会計士事務所<br>開設(現職)                                                                                         | 0                   |

(注1) 上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には、特別の利害関係はありません。

(注2) 上記監督役員候補者のうち田村佳弘は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務全般を監督しております。

(注3) 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者のうち田村佳弘は現在監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、本議案により監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。上記監督役員候補者のうち長澤まりかは、本議案により監督役員に就任した場合には、新たに当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

[参考事項]

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人規約第25条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、同条第2項の定めに従い、同項各号に定める議案については同条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。

以 上

## 投資主総会会場ご案内図

|             |                                                                                                                          |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会場          | ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター<br>Room C+D+E                                                                                    |
| 住所・<br>電話番号 | 東京都港区六本木三丁目2番1号<br>住友不動産六本木グランドタワー9階<br>TEL：03-5545-1722                                                                 |
| 最寄駅         | 東京メトロ南北線「六本木一丁目」駅（西改札直結）※<br>都営地下鉄大江戸線「六本木」駅（5番出口より徒歩7分）<br>東京メトロ日比谷線「六本木」駅（3番出口より徒歩8分）<br>※六本木一丁目駅からのアクセスが最もわかりやすく便利です。 |

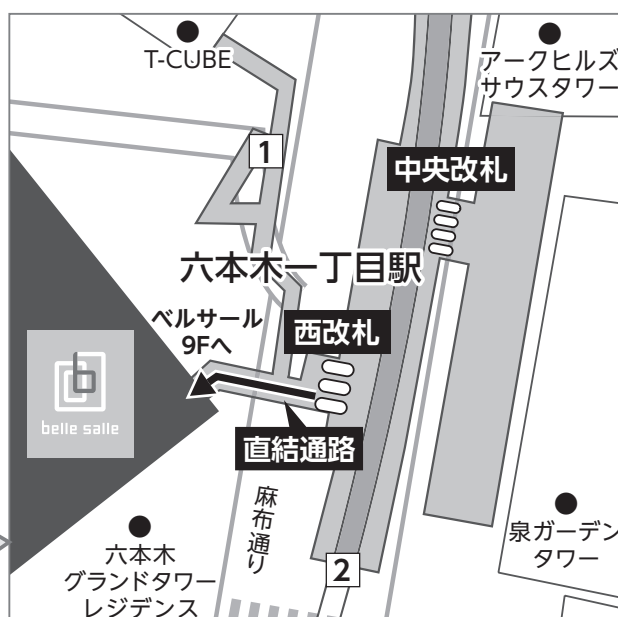


### 【六本木駅からのアクセス】

- 1 日比谷線六本木駅3番出口から地上へ上がり、正面の六本木通りを右へ。左手に首都高速を見ながら、六本木通りを直進。
- 2 大江戸線5番出口からは、地上に出たら道なりに直進。
- 3 セブンイレブン前を過ぎてから最初の信号をそのまま横断し、正面にある地下へのエスカレーターを降りて右へ。直進すると、会場のある住友不動産六本木グランドタワー入口に到着します。

六本木一丁目駅のホームから改札階まで上がり、西改札を出ると、会場のある住友不動産六本木グランドタワーへの直結通路になっています。

### 【六本木一丁目駅からのアクセス】



※会場には駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※突然の会場の使用制限等によりやむを得ず本投資主総会の会場を変更する可能性がありますので、ご来場前に、本投資法人のウェブサイト (<https://www.invincible-inv.co.jp/>) をご確認くださいませようお願い申し上げます。

本投資主総会にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。